

# 下妻市ため池保全構想

## 第1 目的

本構想は、下妻市において、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有するため池の保全管理を実施していくための方針を示すものである。

## 第2 定義

防災重点ため池の定義は以下によるもののほか、下流への影響度も加味し施設管理者の意向等を踏まえて選定したものをいう。

- ・貯水量 100,000m<sup>3</sup> 以上もしくは堤高 10m 以上であって、かつ、人家・公共施設・公共道路への被害が想定される農業用ため池

## 第3 下妻市の概況

下妻市内のため池は、主なものに江連八間土地改良区が所有している砂沼、高道祖土地改良区が所有している戸崎池、中台池がある。

用水源として見た場合、霞ヶ浦や河川水を用水源としたかんがい用水施設の整備が進み、ため池への依存度は低下しつつあるものの、用水源として活用され農業用水を安定供給するうえで、今なお重要な施設である。

また、防災施設として、ゲリラ豪雨などの異常気象に対しての雨水の一時貯留機能の発揮などが期待されており、そのほか、親水公園などの地域住民の憩いの場として活用されていたり、貴重な生物種の生息環境となっていたり、農村地域において多面的な機能を発揮している。

一方で、ため池の管理者は地元利水者など小規模な組織や個人の場合も多く、農業者の高齢化などにより管理体制の脆弱化が懸念される。

## 第4 対象となるため池

本構想の対象となる農業用ため池は、主として農業用水を確保するために築造された受益面積 0.5ha 以上のものとし、昭和 31 年以降に新設された堤高 15m 以上のダムを除く。

## 第5 関係者の役割

下妻市及びため池の管理者（以下、「管理者」という。）は、ため池の適切な管理を着実に行うため、連携して以下の各号に掲げる事項に取り組むよう努めることとする。

- 1 下妻市は、適切なため池の管理が行われるよう、施設の現状及び管理状況を把握するとともに、ため池の防災・減災対策の実施や、多面的機能の維持・発揮のための活動な

どの取組を支援する。

- 2 管理者は、ため池の施設機能が良好に維持され、多面的機能が維持・発揮されるよう日常管理を徹底するとともに、豪雨や地震等の非常時には速やかに点検を行うなど監視の強化を図る。なお、地震時の点検は下妻市が主体となり、管理者と連携を図るものとする。

## 第6 ため池に関する情報の整備

- 1 下妻市は、必要に応じて茨城県にため池の現状把握等に関して報告する。
- 2 下妻市は、多くのため池の築造年代が古く、共同管理されている現状に鑑み、ため池の所有権についての情報を整理し保管する。

## 第7 ため池の管理

管理者は、ため池を良好な状態に保つため、下妻市と連携協力し、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。

- 1 ため池については、農業用水の確保、洪水流量の調整、洪水や地震に対する構造上の安全性の確保など、その機能が健全に保持できるよう良好な状態に保つ。
- 2 ため池の操作について、その機能が損なわれなるとともに、下流の安全が確保されるよう管理規程を定めて、必要な操作を行うものとする。また、日常点検や機能診断の結果、ため池の安全性を確保することが難しいと判断される場合は、ため池の貯水位を下げるなど、必要な措置を講じる。
- 3 ため池の良好な管理のため、日頃からため池の周辺の状況を把握し、必要に応じて保全対策を実施する。
- 4 釣りや遊泳等が予想される場合にあっては、安全柵や危険を表示する看板を設置するなど安全対策を講じる。
- 5 豪雨、地震等が発生した場合に速やかに緊急時の連絡や緊急点検を行うための体制を整える。
- 6 ため池の堤体及び地山に漏水、変形等が生じている場合にあっては速やかに必要な措置をとる。
- 7 特に防災重点ため池について、日常点検・連絡体制を整え、適切に管理する。

## 附則

この構想は、平成30年2月28日より施行する。